

論文

ウルグアイ・ラウンドと知的所有権

丹羽 克治

はじめに

- I 新ラウンドの提唱とその背景
- II 新ラウンド準備委員会の作業
- III 新ラウンド閣僚宣言
- IV 知的所有権とその主要問題

V アメリカのハイテク部門貿易と技術貿易

VI アメリカの科学技術戦略

VII 知的所有権グループの交渉

——むすびにかえて——

はじめに

1960年代末以降、日本を一方の主役とする貿易摩擦が頻発している。それは繊維、鉄鋼、テレビからはじまり、工作機械、自動車、VTR、半導体、農産物におよび、最近ではさらに公共事業や金融にまで広がってきている。貿易摩擦は多くの場合、大きな政治問題となり、当事国双方の政府首脳の間交渉によって解決が図られる。解決は輸出自主規制または国内市場開放という形をとる。

二国間交渉で解決できない場合には、問題はガットの場に持ち出される。ガットに提訴してその裁定をおおぎ、それを通じて問題の解決が図られる。あるいはガットに提訴しながら、それを武器にして二国間交渉を行い、自国に有利な解決を図ろうとする。

輸出自主規制は輸出国側が自主的に輸出を規制するものであって、輸入国側においてとられる措置ではない。しかし形式はどうであれ、事実上、これは輸入制限措置にほかならない。こうした措置については、ガットは何らの規定もあたえていない。ガットでは、これを「灰色措置」と呼んでいる。最近では、こうした「灰色措置」や輸入数量制限等のガット違反の「黒色措置」、その他ガットのルールに則さない措置が横行している。今日の国際貿易の大部分は、ガットの規制外で行われているといっても過言ではない。したがってガットの無力化が指摘されるのも、故なきことではないのである。

同時に貿易紛争の解決を求めてガットへの提訴が頻繁に行われていることからわかるように、貿易問題に対する多国間ルールは一層重要性を増してきているといえる。問題はガットの規定やシステムが今日の貿易の状況にマッチしておらず、今日の重要な貿易問題をカバーしていないところにある、と指摘される所以である。

そこでガットは、新しい多角的貿易交渉＝ウルグアイ・ラウンドにおいて、ガット規定の見

直しやガットシステムの機能強化、農産物貿易の一層の自由化等を行うとともに、従来取り上げられることのなかった知的所有権、貿易関連投資、サービス貿易という新しい問題を取り上げ、それらに関するルールの確立に取り組むことになった。

本稿はまずウルグアイ・ラウンド開始までの経緯とその開始を決定したウルグアイ・ラウンド宣言を概観し、その上でガットにおいて初めて取り上げられることになった新しい三つの問題のうちの知的所有権交渉について考察しようとするものである。

I 新ラウンドの提唱とその背景

新ラウンド開催の必要性については、すでに1982年の時点でアメリカにおいて取り上げられ論議されるが、それが初めて多国間会議の場で言及されるのは、1983年5月のウィリアムズバーグ・サミットにおいてであった。

「われわれは、保護主義に歯止めをかけること、および景気回復の進行にともない貿易障壁を撤廃していくことにより、保護主義を巻き返すことを約束する。われわれは、この約束を実施し、監視する方法につき、適切な既存の場において協議していく意向である。

われわれは、今日の貿易上の諸問題の解決を促進していくものとする。われわれは、サービス貿易および高度技術製品の貿易を含め、ガットおよびOECDにおける現在の作業計画を積極的に進めていく。

われわれは、開発途上国との、また開発途上国相互間の貿易の拡大にとくに力点を置きつつ、ガットにおけるいっそうの貿易自由化交渉を実現するために努力していくべきである。われわれは、ガットにおける新しい交渉ラウンドへ向けての諸提案につき協議を続けていくことに合意した。」(「経済回復に関するウィリアムズバーグ宣言」¹⁾)。

みられるように、ウィリアムズバーグ・サミットの「経済宣言」は、「ガットにおける新しい交渉ラウンドへ向けての諸提案につき協議を続けていくことに合意した」と述べている。しかしここでは「諸提案につき協議を続けていく」という表現に留まっていたこともあって、当時は、あまり注目されなかった。

ところが、その6カ月後の83年11月に開かれた日米首脳会議において、中曽根首相が新ラウンド開始の準備作業に着手することを提唱し、レーガン大統領もこれに賛同した。こうして日米両国の主導のもとに、ECや発展途上国等にも呼びかけて新ラウンド開始の準備を促進していくことになった。

日米両国による新ラウンド開始準備の提唱には、次のような背景があると思われる。

第一に、80年代を迎え、世界は深刻な不況に直面することになり、各国において保護主義圧

1) 『世界政治』No.647号、9ページ。

力が強まって各種の輸入制限措置が導入・強化されはじめた。このため世界貿易は81年・82年と連続して前年を下回るにいたった。とくにアメリカでは、82年の輸出の落ち込みが大きく貿易収支の赤字が拡大した。このまま推移すれば、世界貿易の縮小は一層すすみ、世界不況からの脱出はより困難になるものと予想された。そこで新たな多角的貿易交渉開始の準備作業に着手し、これによって保護主義圧力を抑えて世界貿易を拡大し、景気回復を進展させようとしたのである。日本にとっては、その膨大な貿易黒字に対する世界各国からの批判を回避するためにも、新ラウンド開始の準備作業に積極的な姿勢を示し自由貿易の推進者であるというイメージを印象づける必要があった。

第二に、世界貿易の構造が変化してきたことである。貿易の対象となる品目が、いわゆる「重厚長大」型から小型・軽量・高付加価値の「軽薄短小」型へとウェイトを移してきた。また多国籍企業による企業内「国際分業」・企業内「貿易」の比重が増大してきた。さらに多くの先進国において、主要製品の国産化を進める政策がとられ、各国の産業構造が似通ったものになってきた(NIEs <新興工業経済群>も次第にそうなりつつある)。貿易が資源を輸入(輸出)して完成品を輸出(輸入)するという単純なパターンではなくなってきたのである。

同時にサービス貿易の比重が増大してきた。例えば、情報・通信、金融・保険、建設、エンジニアリング、弁護士の法務サービス等の国際的な取引である。またエレクトロニクスや医薬品等の高度な技術が付加された商品の貿易が増加してきており、これについて一方で知的所有権を保護し、他方で貿易の拡大を阻害しないように両者を両立させる必要性が生じてきた。アメリカはモノの貿易では巨額の赤字を抱えているが、サービス貿易や知的所有権の分野では優位にたっているのが、アメリカにとっては、これらに関するルールを確立することがとくに重要となってきた。

第三に、保護主義のなかで非関税障壁が重要な役割を演じており、これに的確に対応する必要性が生じてきた。東京ラウンドまでの7回にわたる関税引き下げによって、関税水準は大幅に低下し、輸入抑制措置としての機能はほとんど失われた。これに代わって、関税以外の輸入障壁、例えば輸入数量制限、輸入課徴金、輸出自主規制等が重要性を増してきた。したがって貿易拡大を目指すためには、関税交渉だけでは不十分であり、実質的に輸入抑制効果をもつこれらの措置をも交渉の対象にせざるをえない。こうしてガット枠外の措置をも取り込んだ新たなルールの策定が必要になってきたのである。

II 新ラウンド準備委員会の作業

1 準備委員会の設立

1983年11月の日米首脳による新ラウンド開始準備促進の提唱に対して、ECは時機尚早だと慎重な姿勢で対応してきた。これは当時ECが深刻な経済不況に陥っており、フランス、イタ

リアを中心として自由貿易促進気運に冷ややかな空気が強かったためである。翌84年5月のOECD閣僚理事会において新ラウンドの重要性、早期準備開始で合意したものの、ハイテク（高度先端技術）や農産物貿易の分野でアメリカとフランスの利害が対立し、サービス貿易の取り扱いについて先進国と発展途上国が対立していたため、進展はみられなかった。

ようやく85年5月のボン・サミットにおいて、交渉開始を86年中とし、ガットの準備会合を85年夏の終わりまでに開催することで合意した。これを受けて開かれた85年10月のガット特別総会は、新ラウンドの準備段階に入ったことを確認し、同年11月の総会において準備委員会の設置を決めることで合意した。こうした経緯をへて、ガット総会が開催され、新ラウンド準備委員会の設立が決定されるのである。

85年11月のガット総会（第41回総会）は、次の決定をした。すなわち、①新ラウンド開始に向けて、多角的貿易交渉の目的や対象項目等を決定するため、準備委員会を設立する。②86年9月に閣僚会議を開催する。③そのため準備委員会は86年7月までに閣僚宣言案の勧告等を行う。

2 準備委員会の作業の概要

第41回ガット総会の決定にしたがい、準備委員会は86年1月下旬に発足し、それぞれ2～4日間程度（第9回はほぼ1カ月）、合計9回開催された。前回の東京ラウンドの際には、準備委員会は3回開かれたにすぎなかったのに対し、今回は9回というきわめて多い開催となった。それはサービス貿易、知的所有権等の新分野をガットの枠内で取り上げるか否かという大問題があったこと、貿易の多様化にともない、対象項目がきわめて多岐にわたり、各国の利害調整が困難をきわめたこと等によるものと考えられる。

合計9回開催された準備委員会は、その作業内容に応じて次の4段階に分けることができる²⁾。第一段階（第1回～第4回）は、新ラウンドで取り上げるべき各項目について各国が意見表明を行った時期である。第二段階（第5回、第6回）では、第一段階の討議を整理した事務局のペーパーに基づいて、各項目について再討議を行った。第三段階（第7回、第8回）では先進国間、先進国・途上国間での非公式会合で宣言案作り（ドラフティング）が行われ、準備委員会はその作業を公式の場でオーソライズするものとなった。第四段階（第9回）は、ドラフティングの段階である。準備委員会は初日と最終日2日間の合計3日間開かれたのみで、一カ月弱続いたドラフティングのほとんどが先進国・途上国間の非公式会合で行われた。以下、各段階の作業の概要をみていくことにしよう。

第一段階（第1回～第4回準備委員会）

各国が新ラウンドで取り上げるべきだとした項目は、以下の通りである。第1回準備委員会

2) 新ラウンド準備委員会の作業については、農業貿易問題研究会編著『どうなる世界の農業貿易』（大成出版社）、140～148ページによる。

ではスタンドスティル(S・S), ロールバック(R・B), 途上国待遇, セーフガード, 第2回準備委員会では農業, 紛争処理, 熱帯産品, QR/NTM, 関税, MTN諸協定, 補助金, 第3回準備委員会では構造調整, 不正商品と知的所有権, 国内禁制品, 繊維, 輸出信用, 天然資源, 為替変動, サービス, 第4回準備委員会ではガット17条(国家貿易), 24条(関税同盟), 28条(譲許表の修正), 通報・監視, カウンタートレード, ガット機能強化, ハイテク, 貿易関連投資, 制限的商慣行であった。

サービスについては, アメリカ, 日本, EC, スイス, スウェーデン, オーストラリア等が新ラウンドの対象とすべきだと主張し, 途上国が対象とすることに強く反対した。またECからはガット利益の不均衡問題(いわゆる日本問題)が提起された。なお新ラウンドの開始を宣言する閣僚会議は, 86年9月15日から開催されることになった。

第二段階(第5回, 第6回準備委員会)

第一段階の討議の総括を行うとともに, 事務局が準備したペーパーに基づいて, S・S, R・B, セーフガード, 途上国優遇, 農業, QR/NTM, 熱帯産品, 天然資源, 知的所有権, 17条, 関税, サービス等すべての対象項目について再討議を行った。なお9月の閣僚会議はウルグアイ(プンタ・デル・エステ)で開催することが決まった。

第三段階(第7回, 第8回準備委員会)

準備委員会事務局は宣言案の主要項目について事務局案を提示し, アメリカ, 日本, EC, 北欧, オーストラリア等の先進国と韓国, シンガポール等の「穏健派」途上国, それにブラジル, インド等の「急進派」途上国を加えた25カ国による非公式会合でドラフティングのための討議を重ねてきた。他方, 先進国は自分達だけで独自に非公式会合(G-8)を行い, G-8案を作成して準備委員会に提出した。これに対してブラジル, インド等「急進派」途上国10カ国もまた宣言案(G-10案)を提出した。各種の非公式会合において, これら両案が検討された。

第四段階(第9回準備委員会)

この段階では, ドラフティングのための非公式会合が精力的に開かれた。一方では, 先に先進国間で作成されたG-8案をベースにして, アメリカ, 日本, EC(G-3)と北欧, スイス, オーストラリア, カナダ等の先進国(G-9)および韓国, アセアン諸国, コロンビア, チリ, ザイール等の「穏健派」途上国(G-20)の32カ国(以下, このグループをG-32という)がドラフティングを行い, 他方では, サービスを新ラウンドの対象項目に入れないと主張するブラジル, インド, チェコ等の「急進派」途上国(G-10)が別途にドラフティングを行った。またアルゼンチンは独自にG-32案を修正したアルゼンチン案を提出した。

ドラフティングにおいて論議を呼んだのは, 先進国と途上国との間ではS・S, R・B, サービス, 知的所有権, 熱帯産品の優先扱い等であった。先進国間では農業の取り扱いが焦点となり, 輸出補助金の記述が問題となった。

準備委員会の最終会合では、こうして作成されたG-32案、G-10案、アルゼンチン案を公式の場で討議することになり、一つの案に統一する試みがなされた。しかしG-32案に対して、オーストラリアは農業の輸出補助金の表現が弱められたことで保留し、ECは逆に輸出補助金の表現が厳しすぎるとして案文全体に留保を付すことになった。またG-10グループはサービスの取り扱い等に反対だとして、自分達の案に固執した。結局、準備委員会からは三つの案を閣僚会議に送付することとし、その際G-32案にもっとも多く支持があったことを付すことになった。

3 準備委員会における主要論点

準備委員会において激しい議論が闘わされたのは、以下の諸点である。

① スタンドスティル (S・S) とロールバック (R・B)

スタンドスティルは、新ラウンドの交渉を前にして自国の交渉上の立場を有利にするために、新たな保護措置を導入することはしないと約束するものである。この考え方そのものについては、各国とも異論はなかった。しかしどの範囲の措置をその対象とするかをめぐって、先進国と途上国との間で意見が対立した。途上国は自主規制措置等のいわゆる灰色措置までを対象とするよう主張し、先進国はガット違反措置に留めるべきだとした。

ロールバックは、新たに導入した保護措置を元の水準に戻すというものである。これはスタンドスティル以上に大きな論議をよんだ。途上国はガット違反措置および灰色措置をすべて撤廃すべきだと主張した。G-10グループはとくに強硬で、交渉前に違反措置・灰色措置を完全にロールバックする必要がある、そうなるまで交渉に入るわけにはいかないと主張した。

これに対して先進国は、ガット違反措置や灰色措置をただちに全面撤回することは大問題であり、事実上不可能であるという立場にたっていた。ロールバックは交渉の過程で行われるものであり、またこうした措置の緩和・撤廃に向けて各国が努力する性格のものであると主張した。

② サービス

サービスは新ラウンドの最大の争点の一つである。最近、サービス貿易が拡大しており、これについての基準、すなわちサービス貿易の内国民待遇、市場アクセス、透明性等についてのルールを確立しようとするものである。アメリカがとくに強く主張したが、途上国はこの分野の産業が未発達であることから強硬に反対した。

③ 知的所有権

近年、技術の進歩は著しく、特許権、商標権、著作権、ノウハウ等の知的所有権と貿易との関係が重要性を増してきた。そこで知的所有権の貿易的側面に関するルールの策定が必要になった。これについては、アメリカが強く主張したが、途上国はサービスと同じ理由で反対した。

④ 農業

農業では、輸出国と輸入国との間や輸出補助金を出している国と出していない国との間で、激しい対立がみられた。日本、EC、北欧等が農業の特殊性を強く主張したのに対し、オーストラリア、アメリカ、ニュージーランド等は農業を特別扱いすべきでないとして主張した。輸出補助金については、オーストラリアが段階的な撤廃を明記すべきだとしたのに対し、ECが共通農業政策の根源に触れるものだと断固反対した。

⑤ 熱帯産品、天然資源産品

途上国は輸出拡大を図るため、熱帯産品については東京ラウンドの時と同様に早期開始、早期実施を主張した。これに対して、アメリカ、ECは交渉全体のうちの一つとして扱うべきだとした。最終的には、交渉全体は一つの事業であるが、合意があれば早期開始もありうるということになった。天然資源産品については、カナダ、ペルー、チリ、ザイールが非鉄金属、林産物、水産物の貿易の自由化を明記すべきだとしたのに対し、日本、北欧等は農産物と一緒に交渉すべきだと主張した。

Ⅲ 新ラウンド閣僚宣言

1986年9月15日よりウルグアイのプンタ・デル・エステにおいて開催されていた新ラウンド開始の交渉は、20日早朝合意に達し、同日、新ラウンド閣僚宣言（ウルグアイ・ラウンド宣言）が採択された。

採択された閣僚宣言は、基本的にはG-32案を受け継いだものである。しかしサービス貿易の取り扱いをめぐる激しい対立を踏まえて、「物の貿易に関する交渉」と「サービス貿易に関する交渉」とに分け、前者についてはガットの枠組みの中で、後者については枠組みの外で進めることになった。宣言の内容は以下の通りである。

① 交渉の期間

多角的貿易交渉は、4年以内に終結するとしている。前回の東京ラウンドの開始を宣言した東京宣言では、2年間での完結を目指していたが、今回はその倍の期間を予定している。それはサービス、知的所有権、貿易関連投資措置という新分野をも取り上げ、そのルールを策定しようとしているためであるとみられる。

② 目的

交渉の目的は、(a)世界貿易の一層の自由化と拡大を実現する。(b)ガットの役割を強化しガット体制を改善する。(c)変化する国際経済環境へのガット体制の対応を強化する。(d)貿易政策と他の経済政策との相互関係を強化し国内及び国際レベルでの一致協力した行動を促進する。東京ラウンドの目的が主として(a)であったのにたいして、今回は幅広くガット体制の改善・強化をも目的のなかに取り入れている。これはガットを今日の国際貿易の状況に適応さ

せるためだと考えられる。

③ 交渉の一般原則

(a)交渉は透明性のある方法で行う。(b)交渉の開始, 実施, 成果の実行は一個の事業であるが, 早期に達成された合意は早期に実施することができる。(c)参加国の譲許は相互にバランスのとれたものとする。(d)発展途上国に対しては「異なるかつ一層有利な待遇」の原則を適用する。(e)貿易交渉において途上国には相互主義を期待しない。(f)経済発展が進み貿易事情が改善された途上国については, ガットの権利義務関係に参加することを期待する。(g)後発途上国に対しては特別の配慮を払う。

④ スタンドスティル及びロールバック

参加国は次の約束をする。(a)スタンドスティル: ガットの規定と整合性のないいかなる貿易制限的・歪曲的措置もとらない。自国の交渉上の地位を有利にするいかなる貿易措置もとらない。(b)ロールバック: ガットの規定と整合性のないすべての貿易制限的・歪曲的措置を, 合意された期限内に廃止する。この約束は各参加国間の衡平性を保ちつつ漸進的に実施される。(c)監視: スタンドスティル及びロールバックに関するこれらの約束の実施は多角的監視の下に置かれる。これらは東京ラウンドまでの交渉にはない考え方である。

⑤ 交渉対象項目

(a)関税: 高関税, タリフエスカレーションを含む関税を軽減・撤廃する。

(b)非関税措置: 数量制限を含む非関税措置を軽減・撤廃する。

(c)熱帯産品: 熱帯産品貿易をできる限り自由化し, 早期実施を図る。

(d)天然資源産品: 天然資源産品貿易をできる限り自由化する。

(e)繊維及び衣類: ガットへの究極的統合と貿易自由化に貢献する方法を確立する。

(f)農業: 農業貿易の一層の自由化と強化されたより効果的な運用のできるガット規則及び規律の確立を目指す。市場アクセスを改善する。補助金その他の措置に対する規律強化により競争環境を改善する。農業の交渉は一つの交渉グループで行う。

(g)ガット条文: 関心のある国から要請された現行ガット条文の見直しを行う。

(h)セーフガード: ガット体制の強化及び多角的貿易交渉の進展のためセーフガードの包括的合意を目指す。

(i)MTN合意及び取極: 東京ラウンドで合意された諸協定・取極を改善し明確化する。

(j)補助金及び相殺措置: 6条, 16条及び補助金・相殺措置に関する協定の見直しを行う。これらの問題を扱う独立の交渉グループを設置する。

(k)紛争処理: 紛争を迅速かつ効果的に解決するために, 紛争処理の規則及び手続きを改善し強化する。

(l)不正商品貿易を含む知的所有権の貿易的側面: 知的所有権を効果的かつ適切に保護し, またこの保護のための措置・手続きが貿易の障害とならないようにするため, ガット規定の明

確化または新しい規則・規律の作成を目指す。

(m)貿易関連投資措置：貿易に対する悪影響を回避するために必要な規定を作成する。

⑥ ガット体制の機能

(a)ガットにおける監視を強化する。(b)ガットの全般的有効性及び意志決定機能を改善する。(c)IMF等他の国際機関との関係強化を通じて、世界的な経済政策決定における一層の一貫性を達成する。

⑦ 交渉の組織

貿易交渉委員会の下に、物の貿易に関する交渉グループを設置する。交渉グループは86年12月19日までに貿易交渉計画を作成する。

⑧ サービス貿易

本分野における交渉は、透明性及び漸進的自由化の条件の下でサービス貿易の拡大を目的とし、サービス貿易に関する原則及び規律についての多角的枠組みの確立を目指す。ガットの手続き及び慣行は本分野の交渉に適用される。

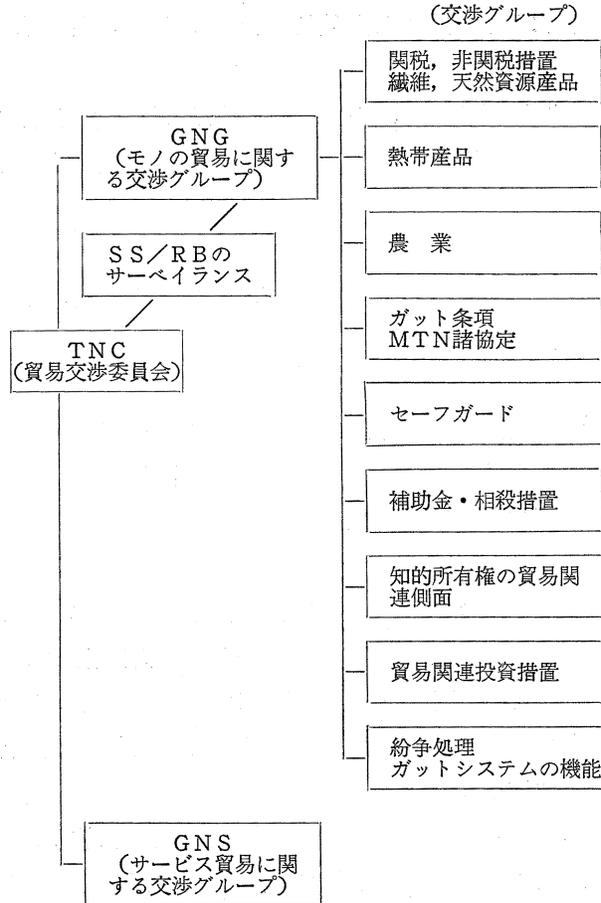
なお物の貿易に関する交渉グループでは、交渉対象項目(a)から(m)までに⑥のガット体制の機能を加えた14項目を交渉の対象にするのであるが、その際各項目ごとに交渉グループを設置するか、あるいはいくつかの項目を統括して交渉グループを設置するかをめぐって、各国の主張が対立した。自国が関心をもつ項目（繊維、天然資源）に関しては、独立の交渉グループを設置したいとする国（ブラジル、インド）と、その必要はないとする国（アメリカ、北欧、日本）との対立である。また特定項目（農業）を早期交渉・早期実施の対象にしようとする国（アメリカ、オーストラリア）とそれに反対する国（EC、日本）との対立もあった。

協議は難航し、86年中に合意することはできなかった。ようやく87年1月下旬の協議において、第1図にみられるような9つの交渉グループを設置することで合意に達した。これら9グループにサービス貿易に関する交渉グループを加えた10の交渉グループによって、ウルグアイ・ラウンドの具体的な作業が進められることになった。各交渉グループは87年2月以降、本格的な交渉に入っていくのである。

IV 知的所有権とその主要問題

知的所有権という言葉は、最近では、新聞紙上にも頻繁に登場している。そこで、この言葉の意味とこの言葉のもとで最近取り上げられている主な問題点についてみていくことにしよう。なおここでの考察は、主として中山信弘・村上政博・内田盛也著『知的所有権』（日刊工業新聞社）に依拠している。

第1図 新ラウンドの交渉組織



備考) SS : スタンド・スティル (GATTと整合性のない貿易制限的, 歪曲的措置を新たに採らないこと)

RB : ロール・バック (GATTと整合性のない全ての貿易制限的, 歪曲的措置を廃止するか整合性を確保させること)

MTN諸協定 : 東京ラウンド交渉で合意された諸協定

資料) GATT

出所) 通産省編『通商白書』昭和62年版, 第1-7-10図。

1 知的所有権とは何か

知的所有権とは、人間の知的創作物に関する権利と営業上の秩序維持のための標識に関する権利の総称であり、知的財産権、無体財産権ともいわれる。知的所有権は通常、工業所有権と著作権とに大別されるが、最近ではその境界は必ずしも明確ではなくなっているようである。

工業所有権は知的創作物についての権利と営業標識についての権利とに分けられる。前者は

特許権、実用新案権、意匠権、回路配置権（半導体チップ）、植物新品種についての権利（種苗法）、ノウ・ハウ等からなり、後者は商標権、商号権、不正競争防止法上の権利（サービス・マークや原産地表示等も含まれる）等からなっている。

著作権は元来は文芸、学術、美術、音楽の範囲に属する創作物（著作物）を独占的・排他的に支配する権利を指していた。しかし最近では、コピー技術・コピー機械の急速な進歩に対応して、それらの保護水準の強化が叫ばれるとともに、コンピュータ・プログラム等の著作権による保護が確立してきた。

知的所有権については、従来は特許権、実用新案権、意匠権、ノウ・ハウ、商標権、著作権を考えれば十分であったが、近年、知的所有権の対象範囲の拡大と保護水準の強化が進むことになった。この傾向はとくにアメリカにおいて顕著である。

2 コンピュータ・プログラム

プログラムは元来コンピュータの付属物であって、車のマニュアルと同様に、コンピュータに付随して販売されていた。しかし最近では、コンピュータ本体から独立して開発され販売されるようになってきた。こうしてプログラムはコンピュータの付属物ではなくなり、独立した商品となった。またソフトウェアに対する投資がコンピュータ全体に対する投資の8割近くを占めるようになり、ソフトウェア専門の企業も登場してきた。「IBMはソフトで稼ぐ」といわれるほど、ハードウェアよりもソフトウェアの方が価格の上で重要性を増してきたのである。

プログラムの作成には、多額の費用と長い時間が必要であるが、そのコピーはきわめて容易であり、かつ安価にできる。レコードをテープにコピーするのに等しい。したがってプログラムに対して何らかの法的保護を与えないかぎり、コピーが横行することになり、新しいプログラム開発へのインセンティブが失われることになる。

かくしてプログラムの保護が重要問題となってきた。しかしプログラムを適切に保護する法律は、どこの国にも存在しなかった。そこで著作権法をプログラムに適用することによって保護するようになった。

まずアメリカで1980年に著作権法が改正され、世界で初めてプログラムが著作権法によって保護されることになった。その後、アメリカは世界各国に圧力をかけて、多くの国にプログラム保護の特別立法を断念させ、アメリカと同じ著作権法による保護の方式を採用させたのである。

著作権はもともと実用的な創作物を保護するものではなく、文学、音楽等の創作物を保護するためのものであり、特許権と比較するならば、その保護の範囲はきわめて不明確である。このような著作権法をプログラムに適用したため、保護されるプログラムの範囲や権利侵害をめぐってトラブルが多発することになった。

一般にアメリカは知的所有権の保護範囲を拡大しようとしている。プログラムを保護範囲の

曖昧な著作権法で保護しているのもその一環であり、プログラムの権利の範囲を広く解釈しようとしている。これは、アメリカがこの分野ではもっとも優位にあるので、権利の範囲を拡大することによって独占的地位を築こうとしているからにはかならない。

データ・ベースについてもプログラムと同様のことがいえる。これに対しても著作権法が適用されている。したがってその保護範囲は曖昧であり、プログラムの場合と同じように、解釈によってその範囲を拡大することができる。

3 トレード・シークレット

トレード・シークレット（企業秘密）については、とくにアメリカで重視されている。アメリカでは、トレード・シークレットは顧客・取引先名簿等を含む広い概念であって、従来は契約法、不法行為法、刑法等の各州法で保護されてきた。最近では、「統一企業秘密法」という共通の法律が各州で制定されつつある。

トレード・シークレットは、もともと秘密性を有するものという定義ができる程度の曖昧なものであり、しかも現実には契約当事者間の契約上の権利として行使されるため、その合意事項はほぼ無限定である。したがって技術ノウハウ、販売ノウハウ、資本調達ノウハウ等と名づけられているように、知的サービス上の秘密のかなりの部分がトレード・シークレットとして主張されるようになりつつある。こうしたトレード・シークレット保護の拡大強化の動きにとともに、特許を取得できる新規の発明でさえ、取得まで長い期間を要して陳腐な特許になることを懸念して、トレード・シークレットとして管理する傾向までも生じてきている。

4 バイオテクノロジー

従来の知的所有権で扱われていなかった最大のものは、生物である。生物とくに植物についての保護水準は従来は低かった。メンデルの法則を利用した新品種の育成や枝変わりや接木したりする方法は、特許法という発明ではないと考えられていた。しかしメンデルの法則を利用した育種であっても、一般の発明と同様に、多額の資本投下と長い年月を必要とするのに対し、第三者は一粒の種からきわめて容易にその植物を再現することができ、かくして無限の再生が可能となる。したがって新品種の保護が適切に行われないうえ、品種改良へのインセンティブは失われることになる。

そこでヨーロッパ諸国を中心にして、植物の新品種の保護に関する国際条約が1961年に成立し68年に発効した。同条約が78年に改正され、より緩やかな規定となったのを契機に、日本やアメリカもこれに加盟した（日本は79年に署名、82年に批准）。日本では、国内法をこの条約に適応させるために、78年に農産種苗法が改正され、名称も種苗法として新しい新品種保護法が制定された。

しかし技術の発展はきわめて速く、こうして成立した種苗法も現実の技術に対応できなくな

りつつある。バイオテクノロジーの発展が、それである。この新技術はまだ開発されたばかりであり、今のところ実用化はそれほど進んではないが、今後、急速に実用化されていくものと思われる。

種苗法の保護対象は個々の品種である。例えばアスパラガス、あんず、アイリス、あかクローバ等には種苗法は適用されるが、具体的な品種とは関係のない、一般的に病気に強い植物、乾燥に強い植物は保護の対象外である。だが、バイオテクノロジーを利用して、ある病原菌に対して抗性をもつ遺伝子を見つけだし、それを取り出して他の植物の細胞に注入すれば、一般的に病気に強い植物を作り出すことができる。こうした発明は広範囲に適用可能であり、個々の品種を保護対象とする種苗法にはなじまない。

アメリカの場合、植物新品種は植物特許法、品種保護法および一般特許法で保護されており、もっとも有利な法制を選んで出願できる。複雑な法制度ではあるが、バイオテクノロジーの発展を考えると、より柔軟な制度といえるようである。

ここでは植物を中心にみてきたが、バイオテクノロジーは植物だけではなく、微生物や動物の増殖・培養にも応用され、将来、重要産業になるに違いないといわれている。

5 各国における制度の相違

アメリカ、EC、日本といった主要先進国では、工業所有権や著作権はよく整備されており、旧来型の技術や伝統的な著作物についてはほぼ同水準の保護が確立している。そうした先進国間においても、特許法、著作権法の上で大きな相違が存在する。

特許制度に関しては、①日本やEC等ほとんどの国が先願主義（先に出願した者に特許権を与える方式）を採用し、アメリカは先発明主義（最初に発明した者に特許権を与える方式）を採用している。アメリカでは、誰が先発明者かを確定する手続きが設けられているが、それには多くの時間と費用がかかる。②特許期間が日本では公告から15年、出願から20年を超えない（ECも出願から20年）という限度があるのに対し、アメリカは特許付与日から17年間となっており、取得手続きが長びいた場合には、かなり長期にわたる可能性がある。③日本等では出願から18カ月経過すると、自動的に出願内容を公開するという事前公開制度を採用しているが、アメリカでは特許となった出願のみ特許後公開する制度を採用しており、特許付与まで秘密が維持されることになる。

また著作権制度に関しても、①日本が著作物の公表により権利が発生する無方式主義を採用し、アメリカが著作権者名等の表示を求める方式主義を採用している。②著作物性要件について、アメリカはオリジナリティを要求しているのに対し、日本は一段高いと考えられる創作性を要求している。③第三者による著作物の無断利用が認められる要件についても、アメリカはフェアユース（公正利用）という一般条項で規定しているのに対し、日本では私的利用等の個別条項で規定している。

ハイテク分野の知的所有権については、主要先進国でコンピュータ・プログラム、データベースの著作権法による保護、微生物の寄託制での特許による保護、植物新品種の特許法、特別保護法による保護、半導体チップ法の制定と表面的には同一歩調を取りつつあるが、内容的には各国の国家安全保障や経済的利害がからんでいるため、まだ多くの問題が残されたままになっている。

他方、発展途上国にはもっと大きな問題が存在している。途上国のなかには確固たる知的所有権制度を有しない国や、制度があっても実効性のない国、あるいは知的所有権以外の制度で事実上知的所有権の機能を失わせている国等が存在する。世界の優秀な技術がほとんどすべて先進国の企業に独占されている状況のもとでは、知的所有権制度の整備・確立は途上国にとって自国産業圧迫の手段と映ることになる。しかし知的所有権制度を確立しないと、先進国から優秀な技術を導入することが困難になる可能性もある。

NIEsやアセアン諸国については、これら諸国におけるニセブランド品、ニセビデオテープ・ビデオソフト等の不正商品の生産・輸出を規制するために、アメリカが圧力をかけて特許法、意匠法、商標法、著作権法等を改正させたか、改正させつつある。

次に知的所有権の保護強化を重視しているアメリカの事情についてみてみよう。

V アメリカのハイテク部門貿易と技術貿易

1 アメリカの貿易収支赤字と債務国化

アメリカの貿易収支は、1971年にいたって、前世紀末以来はじめての赤字に転落した。実に75年ぶりの赤字である。その後、1973年と75年にいったん黒字を回復するが、この2年間以外は一貫して赤字を計上し続けるのである。しかもその赤字額は77年に300億ドルを超え、83年には600億ドル、84年以降は1000億ドルを超えた。そして87年には1700億ドルという巨大な赤字額に達した³⁾。

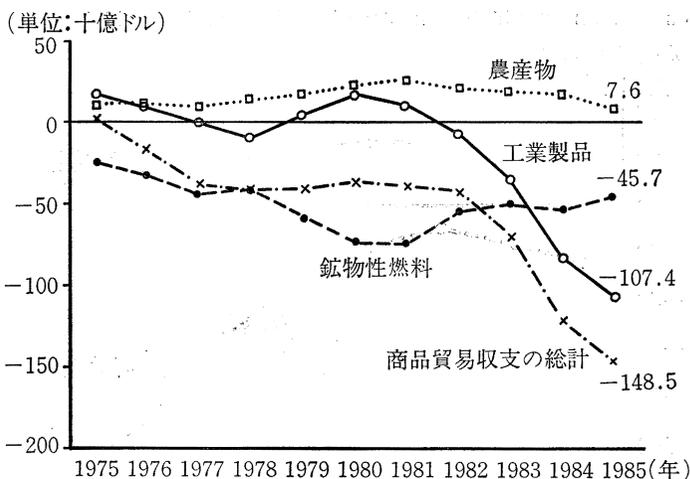
アメリカの貿易収支が赤字に転じた1971年は、アメリカが大統領声明を発表して金・ドル交換停止を行った年でもある。したがってこの年は、第2次大戦後アメリカの圧倒的な経済的優位を背景にして確立した、GATT・IMFを中心とする国際経済体制が大きな転換を迫られることになった、歴史的に画期をなす年であるといえる。

1971年以降貿易収支の赤字は続くが、とくに80年代に入ってから赤字額が拡大する。それは、80年代に登場するレーガン政権が「強いアメリカ」を目指してとった経済政策の結果、財政赤字が膨大な額に達しドル高が続き、輸出が伸び悩む一方、輸入が急速に拡大したためである。

3) 「大統領経済諮問委員会1988年年次経済報告」, 邦訳『アメリカ経済白書(1988年)』(日本評論社)の付表。

第2図 米国の商品貿易収支の推移

Change in the balance of commodity trades of the United States



資料) 米国内務省

出所) 科学技術庁編『科学技術白書』昭和62年版, 第 1-2-1図。

81年に2400億ドルを記録した輸出額はその後停滞し、ようやく87年にいってこの水準を超えたにすぎない。他方、輸入額は80年の2500億ドルから年々拡大を続け(82年のみが前年を下回った)、86年には3700億ドルに達するのである。かくしてアメリカの貿易収支赤字は巨大な規模にのぼることになった。

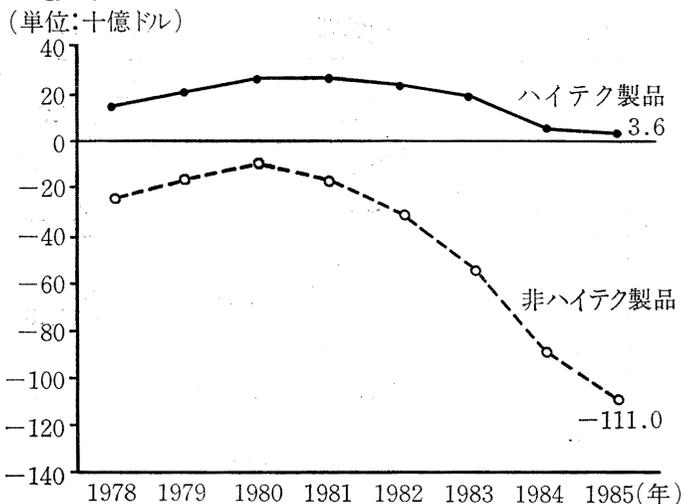
その結果、81年末には1400億ドルを超える対外純債権を有する世界最大の債権国であったアメリカは、4年後の85年には純債務国に転落した。その純債務額は1100億ドルに達した。そして翌年末には2600億ドル、87年末には4200億ドルを超えるにいった。こうしてアメリカは世界最大の純債務国となったのである。ただし過去に行われた対外直接投資はその当時の簿価で計上されているため、対外債権は過小評価される傾向があり、実質的な純債務額はこの数字よりも小さくなる。アメリカの対外債権からの収益受取は、86年にはまだ対外債務に対する収益支払を上回っていた。しかしこの対外債権・債務の収益収支も87年央にはマイナスに転ずるのである⁴⁾。

2 アメリカのハイテク部門貿易収支

アメリカの貿易赤字巨額化に大きく貢献しているのは、工業製品貿易である。いま商品貿易収支を工業製品、農産物、鉱物性燃料の3つに大別してみると、第2図にみられるように、農産物貿易収支は一貫して黒字を計上しており(ただしその黒字額は81年以後減少してきており、

4) 「大統領経済諮問委員会1988年年次経済報告」, 邦訳168ページ。

第3図 米国の工業製品貿易収支のハイテク・非ハイテク別推移
 Change in the trade balance of industrial products of the United States, both for "high technology" products and "non-high technology" products



資料) 米国内務省

出所) 第2図に同じ, 第1-2-2図。

とくに80年代半の落ち込みが激しい), 鉱物性燃料収支は一貫して赤字であるが, その赤字幅は80年を底にして縮小傾向をたどっている。これに対して工業製品収支は81年まで(78年を除く)は黒字であったが, 82年以降赤字に転化している。しかもその赤字幅の拡大はきわめて急ピッチである。

工業製品貿易をハイテク製品と非ハイテク製品とに分けてみると, 81年までは非ハイテク製品収支の赤字をハイテク製品収支の黒字でカバーしてきた。しかしハイテク製品収支の黒字幅が80年を頂点にして, それ以後とくに83年以後年々大きく縮小し, 非ハイテク製品収支の赤字幅も同じく80年以後急速に拡大して巨額になったため, 工業製品収支全体の赤字額が拡大したのである(第3図参照)。

ここでOECDの出版物に基づいて, アメリカのハイテク部門貿易を日本と比較しながらみてみることにしよう。

OECDは1986年に出版した『科学技術指標—研究開発, 発明および競争力—』において, ハイテク概念についてそれを明確に規定することの難しさを指摘しながらも, ハイテクを基準にした製造業部門別の分類を行っている。まずハイテクに関する特性として, 次の5つをあげている。すなわち, ①強い研究開発指向, ②政府にとっての戦略的重要性, ③製品と製法の非常に急速な陳腐化, ④高いリスクと大きな資本投資, ⑤研究開発および生産における高度の国際協調と競争, 世界的なマーケティングである。

OECDは, これらの特性のうち, もっぱら①に基づいて産業分類を行っている。それは次

の理由による。ハイテク産業と他の産業を区分するためには、定量的に明確に把握できる特性を用いることが望ましいが、①以外の特性はまだ定量化が困難であり、その上、方法論上の問題をも有しているからである。そこで①の特性をハイテクの特性として採用し、大きな研究開発投資を行っている産業をハイテク産業と呼ぶこととしている⁵⁾。

各産業の研究開発指向を示す指標として、生産高に対する研究開発費の比率を取り上げている。この比率はOECD加盟11カ国（アメリカ、日本、西ドイツ、フランス、イギリス、イタリア、カナダ、オーストラリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー）について、11カ国それぞれの当該産業部門の研究開発費の合計額を11カ国の当該産業部門の生産高の合計額で割った比率として算出している。各産業を、この研究開発費の比率が1%未満、1%以上4%未満、4%以上の3つに分類し、それぞれを低度研究開発型産業、中度研究開発型産業、高度研究開発型産業と呼んでいる。

1970年と1980年の研究開発費比率の産業部門別ランキングを示しているのが、第1表である。21の産業部門のうち、6業種が高度研究開発型産業に分類されている。70年と80年を比較すると、高度研究開発型産業における研究開発支出強度は増加傾向にある。とくに事務機器・コンピュータ、エレクトロニクス、医薬品部門において顕著である。3つに分類されている各産業部門はほとんど移動していない。石油精製と非鉄金属部門が入れ替わっているだけである。

製造業を高度・中度・低度研究開発型産業に分けて、それぞれの貿易収支を主要国について示しているのが、第4図である。これによれば、アメリカは低度研究開発型産業については70年以降一貫して赤字であり、しかもその赤字幅は年々拡大し84年には700億ドル近くにまで達している。中度研究開発型産業は81年までは黒字を計上するが、その後赤字に転じ、急速に赤字幅を拡大していく。これに対して高度研究開発型産業は70年以降黒字を続け、しかも81年までは黒字幅が拡大していく。しかしその後黒字幅は縮小に転じ、ついに84年には赤字を記録するにいたるのである。

これとはまったく対照的なのが日本である。日本は70年以降一貫して黒字を続けている。とくに中度研究開発型産業と高度研究開発型産業は急ピッチで黒字幅を拡大し続け、84年には前者は580億ドル、後者は450億ドルの黒字となっている。

この点を高度研究開発型産業における輸出／輸入の収支比でみてみよう。第2表がそれを示している。なおこの表において、1以上の数字は輸出額が輸入額より多いことを表し、数字が大きくなればなるほど輸出額の超過がそれだけ多いことを表している。逆に1以下の数字は輸出額が輸入額より小さい、その程度を表している。アメリカは82年には1.4で輸出の方が大きかったが、84年には0.9と収支がマイナスになっている。対照的に日本は同期間に4.7から5.6へと出超額をさらに増加させている。

5) OECD, *Science and Technology Indicators—R & D, Invention and Competitiveness*, 1986, pp. 58-59.

第1表 OECD 諸国における研究開発支出強度

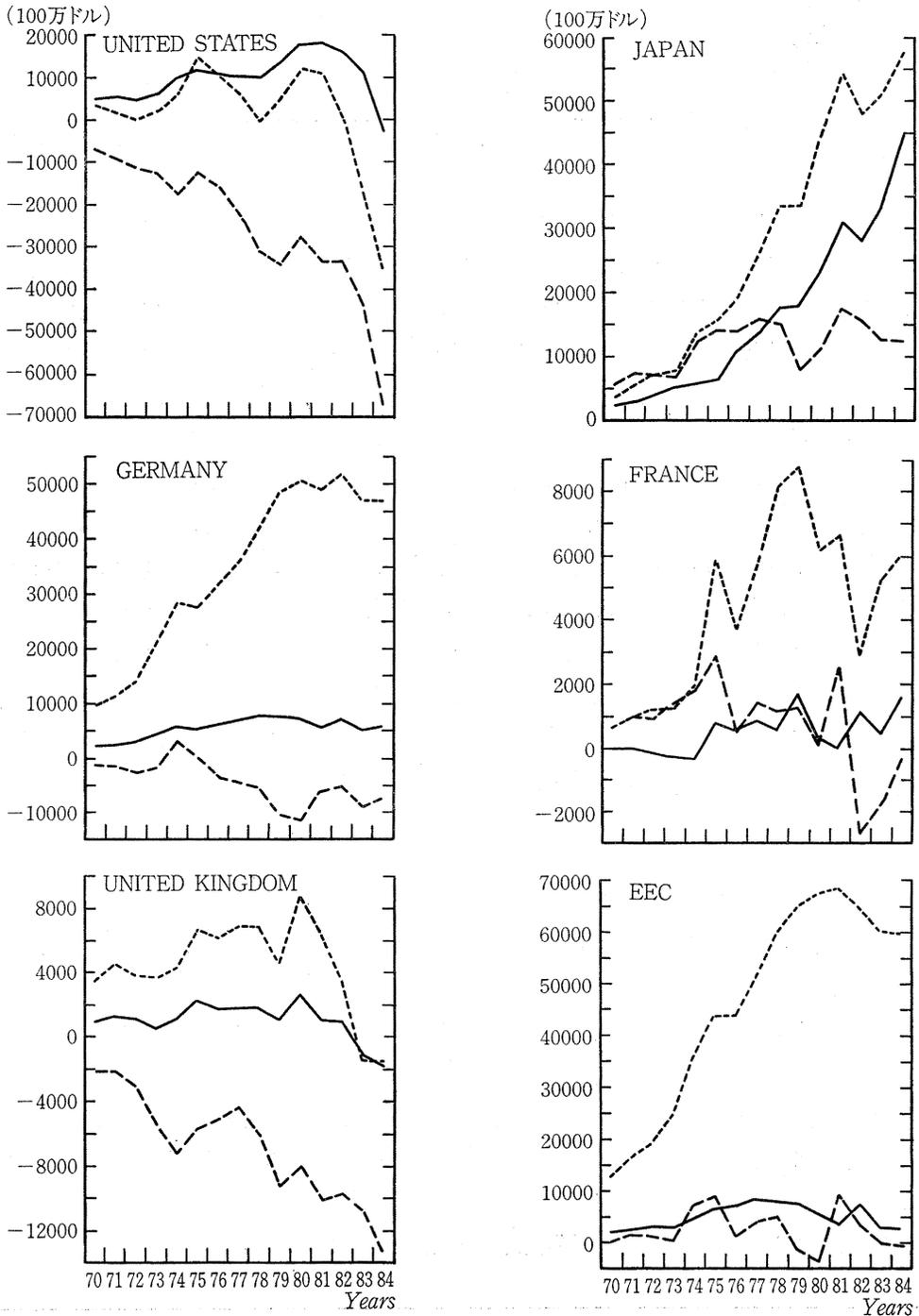
(主要11カ国の研究開発支出/生産高の比率)

1970年		1980年	
	強度		強度
高度		高度	
1. 航空宇宙	25.6	1. 航空宇宙	22.7
2. 事務機器, コンピュータ	13.4	2. 事務機器, コンピュータ	17.5
3. エレクトロニクス&部品	8.4	3. エレクトロニクス&部品	10.4
4. 医薬品	6.4	4. 医薬品	8.7
5. 精密機器	4.5	5. 精密機器	4.8
6. 電気機器	4.5	6. 電気機器	4.4
平均	10.4	平均	11.4
中度		中度	
7. 化学	3.0	7. 自動車	2.7
8. 自動車	2.5	8. 化学	2.3
9. その他製造業	1.6	9. その他製造業	1.8
10. 石油精製	1.2	10. 非電気機器	1.6
11. 非電気機器	1.1	11. ゴム, プラスチック	1.2
12. ゴム, プラスチック	1.1	12. 非鉄金属	1.0
平均	1.7	平均	1.7
低度		低度	
13. 非鉄金属	0.8	13. 窯業・土石	0.9
14. 窯業・土石	0.7	14. 食糧・タバコ	0.8
15. 造船	0.7	15. 造船	0.6
16. 鉄鋼	0.5	16. 石油精製	0.6
17. 金属加工製品	0.3	17. 鉄鋼	0.6
18. 木材・家具	0.2	18. 金属加工製品	0.4
19. 食糧・タバコ	0.2	19. 製紙・印刷	0.3
20. 繊維・皮革	0.2	20. 木材・家具	0.3
21. 製紙・印刷	0.1	21. 繊維・皮革	0.2
平均	0.4	平均	0.5

出所) OECD, *Science and Technology Indicators—R & D, Invention and Competitiveness*, 1986, Table 2.11.

第4図 製造業諸部門の貿易収支

—— 高度研究開発型 - - - - 中度研究開発型 - - - - 低度研究開発型



出所) 第1表に同じ, 付表第6図。

第2表 高度研究開発型産業における
輸出／輸入の比率

	1982	1984
日 本	4.7	5.6
ア メ リ カ	1.4	0.9
E E C	1.1	1.0

出所) 第1表に同じ, 65ページ。

OECDは1988年の『主要科学技術指標』において高度研究開発型産業の6業種について、それぞれの輸出／輸入の比率を発表している⁶⁾。ただし各産業で生産されるすべての製品ではなく、各業種の主要製品に限定した比率である。それによれば、1986年の時点でアメリカにとって比率が1以上の業種は、航空機、事務機器・コンピュータ、医薬品の3つだけである。しかも3業種はともに、1981年から86年の間に、その比率を急速に低下させている。とくに事務機器・コンピュータの比率は81年の3.23から86年には1.11と急速に低下しており、近々1を割ることはほぼ確実とみられる。他の3業種についても、その比率はいずれも低下傾向をたどっている。とくに顕著なのが電気機器であり、この間に2.30から0.97に悪化している。

日本は対照的である。86年の日本の比率は、事務機器・コンピュータ、エレクトロニクス、精密機器、電気機器において4.5から9近くの高い数値を示している。これら4業種については、日本はほとんど一方的な輸出国であるといえよう。しかも事務機器・コンピュータとエレクトロニクスでは、その比率が急速に増大している。他の主要国と比較しても、これら4業種に関する日本の高い比率はきわめて特異である。アメリカが日本を上回っているのは、航空機と医薬品の2業種だけである。日本を震源地とする貿易摩擦がハイテク分野にまでおよんでいる事態の一端を、ここにみることができる。

3 アメリカの技術貿易

特許、実用新案、技術上のノウハウはその権利譲渡、利用許諾等という形で国際的に取り引きされる。このような取引は通常、技術貿易と呼ばれる。

ここでは技術貿易を中心にして、主要国の間でのアメリカの技術上の地位をみていくことにしよう。ただし特許ライセンス等以外のコンサルタント等の技術サービスや、技術とは直接関係のない商標ライセンス等の扱いは各国によって異なっており、厳密な比較のためにはこれらの相違を考慮しなければならない。しかしここではデータの厳密な検討は省略して、基本的な傾向の把握に限定する。

第3表はOECD加盟15カ国の技術貿易額と収支額を示している。

6) OECD, *Main Science and Technology Indicators*, 1988, Tables 49-54.

技術輸出では、アメリカが他の諸国を圧倒している。1970年に21億ドルであったアメリカの技術輸出は、75年には40億ドルを超え、80年には66億ドルに達し、83年には75億ドルを上回った。これから大きく引き離されて、イギリスと日本の11億ドル、フランスの10億ドル弱、西ドイツの6億ドル（いずれも83年）と続く。これに対して、技術輸入では、日本が75年の6億ドルから81年に11億ドル、83年には13億ドルとなり第1位を占めている。次いで西ドイツ13億ドル弱、フランス11億ドル、スペイン10億ドル、イギリス9億ドル、イタリア8億ドルの順になっており、アメリカは2億ドル（同じく83年）にすぎない。

その結果、アメリカは巨額の輸出超過になっている。アメリカの出超額は70年の19億ドルから75年には35億ドルに拡大し、80年には58億ドルを超え、83年には73億ドルに達した。イギリスも輸出超過であるが、その額は2億ドルにすぎない（スウェーデン、デンマークもまた少額ながら出超を計上している）。これに対して、他の主要国はすべて入超である。83年にはスペインが最大の入超国で、これにイタリア、西ドイツ、カナダ、日本が続いている。

アメリカの技術輸出は他の諸国を断然圧倒しており、逆に技術輸入では主要国のうちで最低である。アメリカの技術貿易収支（輸出／輸入の比率）はたえず大幅なプラスを示し続け、82年と83年には34と33というきわめて大きな数値となっている。この数値はアメリカが技術の一方的な輸出国であることを示している。

技術貿易からみた限りでは、アメリカの技術上の優位は絶対的で隔絶したものといえることができる。アメリカの技術貿易上の優位は、これまでの莫大な研究開発投資とその結果としての特許をはじめとする知的所有権上の優位を反映したものにほかならない。

4 アメリカの研究開発費と特許出願

研究開発費統計は国によってその内容、集計方法等に差異があるので、厳密な国際比較を行うためには慎重な検討が必要である。しかしわれわれの当面の目的は各国のおおよその傾向を把握することである。この目的からすれば、そうした差異をさしあたり無視した、それぞれの国の統計に基づく研究費の単純比較で十分である。

第5図をみられたい。これによれば、アメリカの研究費は他の主要国と比較して群を抜いて大きい。日本、西ドイツ、フランスの3カ国を合わせた額をなお大幅に上回っている。しかもアメリカの研究費は1978年以後急速に増加している（86年の減少は前年9月のプラザ合意によるドル安に基づくものであり、ドル建て計算すれば85年の約9%増となる）。

各国の実質研究費の伸びをみると、アメリカは1965年から77年にかけては緩慢な伸びに留まるが、80年代に入ってから主要国のうちでもっとも急速に伸びている。日本は65年以降一貫して高い伸びを示している。西ドイツは80年までは日本とほぼ同じテンポで伸びてきたが、そ

7) 科学技術庁編『科学技術白書』（昭和62年版），第2-1-3図。

第3表 OECD 15カ国

	1970			1975			1980		
	輸出	輸入	収支	輸出	輸入	収支	輸出	輸入	収支
アメリカ	2134.0	225.0	1909.0	4008.0	473.0	3535.0	6617.0	762.0	5855.0
日本	—	—	—	232.9	591.6	- 358.7	643.6	965.8	- 322.2
西ドイツ	152.5	412.7	- 260.2	263.5	679.2	- 415.7	430.2	1025.3	- 595.1
フランス	172.8	282.2	- 109.4	393.6	471.7	- 78.1	687.5	822.7	- 135.2
イギリス	406.8	379.7	27.1	588.6	578.3	10.3	778.9	672.1	106.8
イタリア	—	—	—	90.2	479.7	- 389.5	233.4	661.9	- 428.6
カナダ	—	—	—	53.1	189.8	- 136.7	—	—	—
スペイン	—	—	—	64.5	386.7	- 322.2	151.6	618.8	- 467.3
オーストラリア	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オランダ	140.0	162.2	- 22.2	159.7	243.5	- 83.8	304.0	466.4	- 162.4
スウェーデン	—	—	—	23.2	26.6	- 3.4	—	—	—
オーストリア	9.8	51.2	- 41.4	10.0	71.7	- 61.7	23.7	109.1	- 85.4
デンマーク	35.0	28.9	6.1	49.2	36.8	12.4	—	—	—
フィンランド	2.4	16.2	- 13.8	3.0	35.4	- 32.4	42.3	59.6	- 17.3
ポルトガル	—	—	—	—	—	—	5.5	45.4	- 39.9

出所) 第1表と同じ, 付表第29~31表。

れ以後は緩慢な伸びに留まっている⁷⁾。その結果、日本の研究費は80年代半にはソ連のそれを抜いて第2位に浮上した。とはいえ、日本の研究費はまだアメリカの3~4割にすぎない。

アメリカの研究費は他の諸国と比較して群を抜いて大きく、したがって技術上の蓄積は格段に大きいといえる。同時に注目すべきは、政府負担分とくに国防研究費の比重が他の諸国より大きいことである⁸⁾。民間産業の研究開発であっても、それが政府負担とくに国防研究費と結び付いて行われる場合には、軍事的色彩を濃厚にもち、開発された技術もしばしば軍事機密として扱われることになるのである。

次に主要国の特許出願と登録についてみてみよう。

日本の出願件数は主要国のうちでもっとも多い。しかも80年代に入って急増している。これに対して、アメリカは70年以降ほぼ横這いで推移しており、西ドイツ、イギリス、フランス、スイスは逆に減少傾向を示している(第6図参照)。OECDの特許出願件数に関する資料によれば、他の諸国がすべてOECD全体に占める自国のシェアを低下させているのに、日本だけが大幅に伸ばし、1965年から83年の間にシェアを倍増させている。83年には、日本の出願はアメリカの2.4倍に達している(第4表参照)。

日本の出願件数の伸びは主として自国人の出願の急増によるものである。すなわち65年から82年の間に、日本の自国人による出願は3.8倍になっているのである。これに対してアメリカ

8) 科学技術庁編『科学技術白書』(昭和62年版), 第2-1-10図。

の技術貿易

(100万USドル)

1981			1982			1983		
輸出	輸入	収支	輸出	輸入	収支	輸出	輸入	収支
6863.0	693.0	6170.0	6878.0	200.0	6678.0	7531.0	230.0	7301.0
748.6	1109.9	- 361.3	830.9	1269.9	- 439.0	1123.6	1302.7	- 179.1
503.0	1087.6	- 584.6	566.4	1124.8	- 558.5	635.8	1269.1	- 633.3
843.1	922.3	- 79.2	913.5	1065.4	- 151.9	969.0	1073.5	- 104.5
890.3	736.1	154.2	928.9	767.6	161.3	1131.0	887.2	243.9
252.8	726.4	- 473.6	220.8	822.6	- 601.7	207.7	842.1	- 634.4
139.6	443.0	- 303.4	209.0	447.6	- 238.5	210.9	449.4	- 238.5
223.2	700.1	- 476.9	197.5	993.1	- 795.6	214.8	1038.7	- 823.9
12.3	125.5	- 113.2	-	-	-	-	-	-
364.4	558.9	- 194.5	347.5	583.8	- 236.3	-	-	-
58.2	54.6	3.6	-	-	-	101.0	46.2	54.8
23.6	98.1	- 74.5	33.2	115.7	- 82.6	29.5	154.2	- 124.8
93.7	62.5	31.2	-	-	-	-	-	-
46.2	72.0	- 25.8	47.1	73.5	- 26.4	-	-	-
8.2	57.7	- 49.5	7.3	74.4	- 67.1	8.4	83.4	- 75.0

の自国人による出願は、この間に逆に0.8倍と減少している⁹⁾。

ただし日本の出願件数の多さは、特許制度の相違を反映している側面もあるので、注意する必要がある。日本では、ごく最近まで個別のクレームごとに特許出願と認可が行われていた。ところが他の諸国では、幾つかのクレームをまとめて一つの特許として扱っている。例えば、ある発明がなされた場合、日本ではそれは数個の特許で保護されるのに対して、他の諸国では一つの特許で済まされる¹⁰⁾。したがって日本の特許件数は、諸外国からみれば、水増しされているようにもみえる。

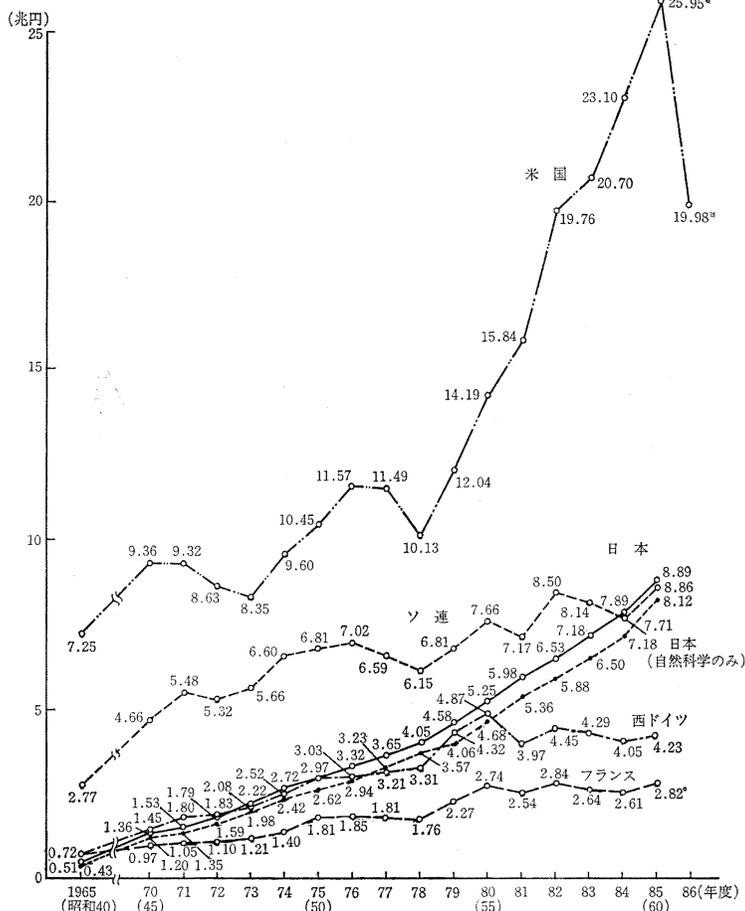
各国の外国での特許出願については、アメリカは65年以後ややシェアを低下させているものの、依然として他の国々を上回り、OECD全体の3割のシェアを占めている。日本は急ピッチにシェアを増大させているが、まだアメリカの半分にも及ばず、また西ドイツにも水をあけられている(第5表参照)。国内出願においては他の諸国を圧倒していたにもかかわらず、である。これは、基本的には、日本の特許出願が国内中心で対外出願に立ち遅れていることを示すものであるが、先の特許制度の相違による国内出願の「水増し」も一定の影響を与えていると考えられる。

特許登録件数(OECD全体に占めるシェア)では、アメリカが75年以降シェアを若干低下させているが、なお首位を占めている。これに対し、日本は65年から82年の間にシェアを倍増

9) OECD (1986), *op. cit.*, Table 2-2.

10) OECD (1986), *op. cit.*, pp. 50-51.

第5図 主要国における研究費の推移



注) 1. 国際比較を行うため、各国とも人文・社会科学を含めている。なお、日本については、内数である自然科学のみの研究費を併せ表示している。

2. ※印は推定値、○印は暫定値である。

資料) 日本 総務庁統計局「科学技術研究調査報告」

米国 NSF「National Patterns of Science and Technology Resources」

西ドイツ 連邦研究技術省「Faktenbericht zum Bundesbericht Forschung 1986」

フランス 「予算法案付属書」

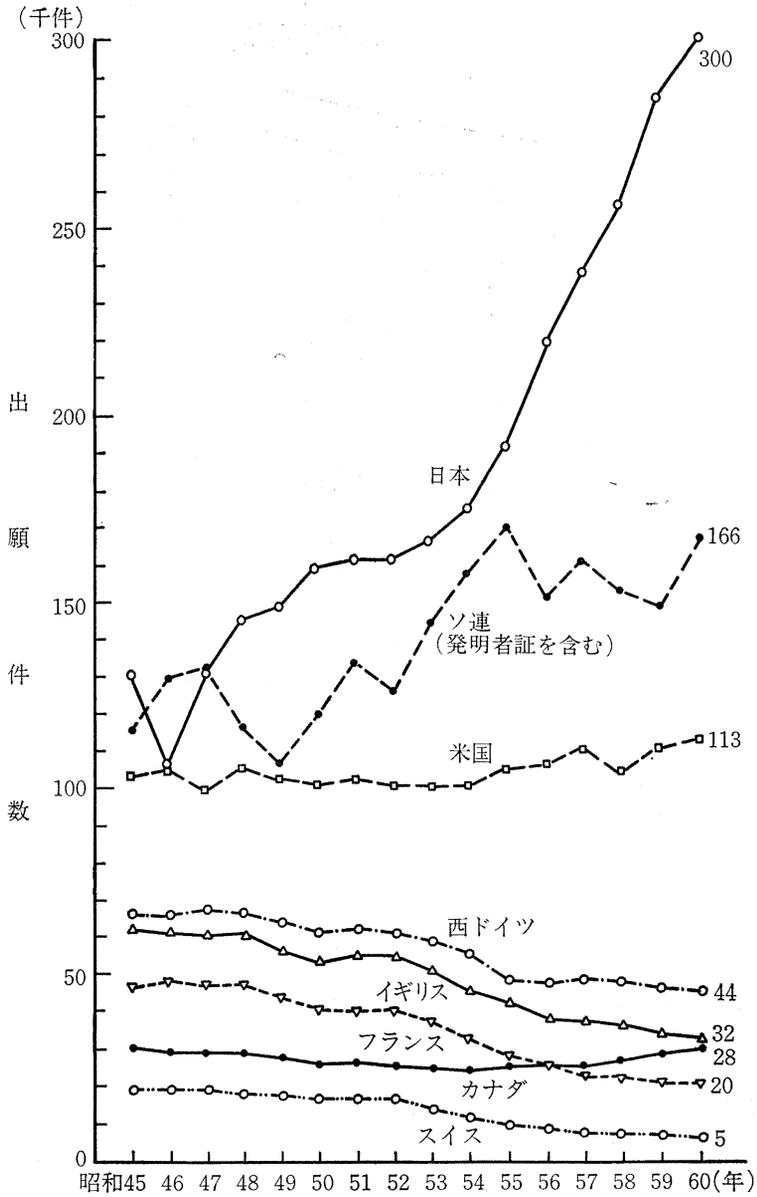
ソ連 ソ連閣僚会議付属中央統計局「ソ連国民経済統計年鑑」

出所) 第2図に同じ、第2-1-2図。

させ、アメリカに急迫している¹¹⁾。特許出願・登録においても、アメリカにとって日本はきわめて危険な挑戦者として登場しつつあるように見える。

11) OECD (1986), *op. cit.*, Table 2*3.

第6図 主要国における特許出願件数の推移



資料) 特許庁「特許庁年報」
出所) 第2図に同じ, 第2-3-17図。

第4表 特許出願件数：各国のシェア

(OECD=100)

	1965	1970	1975	1980	1983
アメリカ	17.5	16.8	17.2	15.7	13.5
日本	15.1	21.3	27.2	28.6	32.7
西ドイツ	12.3	10.8	10.2	9.8	9.3
フランス	8.8	7.7	6.9	6.6	6.3
イギリス	10.3	10.1	9.1	8.8	8.0
イタリア	5.4	5.2	4.1	4.4	4.2
カナダ	5.6	5.0	4.4	3.7	3.3
その他	25.0	23.1	20.9	22.4	22.7
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出所) 第1表と同じ, 第2-1表。

第5表 対外特許出願件数：各国のシェア

(OECD=100)

	1965	1970	1975	1980	1983
アメリカ	36.9	34.6	31.0	29.8	31.7
日本	3.0	7.4	9.2	11.6	12.9
西ドイツ	18.9	19.6	20.2	21.1	17.9
フランス	7.0	6.8	7.8	8.4	8.0
イギリス	11.6	9.4	8.1	7.2	7.9
イタリア	2.6	2.9	3.4	3.2	3.2
カナダ	1.7	1.4	1.7	1.2	1.3
その他	18.3	17.9	18.6	17.5	17.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出所) 第1表と同じ, 第2-5表。

VI アメリカの科学技術戦略

1 レーガン大統領の1988年度一般教書

アメリカの商品貿易全体の収支は1971年に赤字となり、82年には工業製品貿易収支が、84年にはハイテク部門貿易収支までが赤字に転落するにいたった。このため軍事関連製品の部品調達においても、外国に依存する割合が次第に増加してきた。その上、特許出願件数では日本がアメリカを大きく上回り、特許登録件数でもアメリカに肉迫してきている。

経済上の優位の喪失は、アメリカの国家安全保障にも深刻な影響を及ぼすことになる。したがってアメリカ産業の競争力低下とくにハイテク分野の競争力低下は、アメリカにとって今や経済的にも軍事的にも放置できない段階に到達したといえる。そこでアメリカは、科学技術の発展こそが産業の国際競争力を高め、国防力の技術的優位を維持する基礎であるとの認識も

とに、科学技術の発展・強化戦略を打ち出すのである。

レーガン大統領は、1987年1月27日の上下両院合同会議における一般教書演説において「アメリカは競争力を失いつつあると、広く指摘されている。しかし、今われわれが行動すれば、そのような事態は起こらないだろう」として、次のように述べている¹²⁾。

すなわち、競争力強化のための包括提案を行う。その提案には新しい科学技術センターの設立、基礎研究に対する新たな資金投入、法律・規則の改正、不公正な貿易慣行への対抗措置、農民に対する世界市場へ公正かつ十分に参加する機会の供与等が含まれる。また子供たちに対しては、識字率を大幅に向上し、数学や理科の基礎知識を習得させる。さらに労働者の再教育や職場移動に焦点を当てた新連邦政策を提案する。

レーガン大統領の一般教書演説は、アメリカ産業の競争力回復のためには技術力強化が不可欠だとして、研究開発活動の推進、とくにアメリカがまだ優位を保持している基礎研究を一層活発にし、かつ若年層の教育を充実して、来るべき21世紀におけるアメリカの経済的地位を卓越したものにしようとしているのである。

2 レーガン政権の科学技術強化政策

レーガン政権は競争力強化のための施策として、次のような具体的なプログラムを打ち出している。すなわち人的・知的資源に対する投資の増大、科学技術の発展の推進、知的所有権のよりよき保護、法規制改革の推進、よりよき国際経済環境の形成、連邦予算の改革である¹³⁾。これらのうち、直接、科学技術の強化・発展に関わるものについて立ち入ってみよう。

① 人的・知的資源に対する投資の増大

現在のアメリカの小・中学校の教育は不十分で読解力が不足しており、高校生のうち規定の期間中に卒業した者は3/4にすぎない。学力適正検査の点数も60年代と比べて大幅に低下している。こうした不十分な若年者教育は21世紀に向けてのアメリカの競争力強化の支障になるとして、若年者教育の充実を提案している。すなわち、(a)小・中学校の教育を充実し、基礎的能力の改善を行う。例えば読み書きおよびコンピュータの能力の養成である。(b)21世紀における卓越した地位の確保のために、高校卒業までに英語、数学、自然科学、社会科学、コンピュータの5科目をマスターさせる。

② 科学技術振興の促進

アメリカの競争力を確保するための基本は、科学技術を発展させることである。とくに創造的アイデアやノウハウそれ自身、およびそれらを新製品、新製法に应用するための科学技術の振興に重点を置く。

12) 『一般教書』(アメリカ大使館広報・文化交流局)、11～13ページ。

13) ハイテク戦略研究会編『米国の技術戦略』(日経サイエンス社)、189～195ページ。

具体的には、次の諸政策があげられている。(a)科学技術センターの設立(基礎科学に重点をおいた、大学をベースとする数多くの新しい科学技術センターを設立し、工場自動化ロボット、マイクロエレクトロニクス、新材料、バイオテクノロジー等の研究開発を行う)。(b)国立科学財団(NSF)の研究費拡充(予算を5年間で倍増する)。(c)技術共有計画(農務省、商務省、エネルギー省、厚生省、NASAは、民間企業・大学と共同して、基礎・応用研究開発を目的とした技術共有計画に着手する)。(d)研究者交流計画(民間の研究者・技術者が連邦研究所に出向し、連邦研究所の研究者・技術者が民間に出向する)。(e)連邦技術・国防関係技術の民間への移転の促進。(f)民間の研究開発の促進。(g)科学教育の充実。(h)研究開発予算の増加。

③ 知的所有権のよりよき保護

大統領は国内的・国際的な知的所有権の保護の推進がきわめて重要であるとして、次の提案を行っている。(a)包括的知的所有権保護制度の改正(関税法第337条による知的所有権侵害の救済手続きの緩和等を内容とする制度改正)。(b)著作物に対する権利の保護(デジタル・オーディオ・テープレコーダ<DAT>のコピー問題に対して、技術的観点からの根本的解決を目指す等)。(c)情報公開法の改正(ビジネス上の秘密を守るため、情報公開法による情報公開に対して一定の制約を導入する)。(d)外国特許情報の収集(産業界・学界の活動の参考となるように、アメリカ特許情報の整備および日本・ヨーロッパの特許情報の収集・整備を行う)。(e)外国におけるアメリカ知的所有権の保護(外国政府と交渉する際に、アメリカの各省庁は相手国がアメリカの知的所有権をどの程度保護しているかを十分考慮する)。

以上のように、知的所有権の国内的・国際的な保護の拡大・強化は、レーガン政権の科学技術強化・発展政策の重要な柱の一つとして位置づけられているのである。

3 知的所有権の国際的な保護強化

アメリカは、産業の国際競争力を回復するためには技術力強化が不可欠だとし、その一環として知的所有権の保護強化に乗り出した。現在、アメリカの最大の優位は、これまでに投下された膨大な研究開発費によって蓄積されてきた科学技術力である。とくに基礎的技術の蓄積である。この優位を背景にして、アメリカは知的所有権に関する国際的な保護の強化を目指して、国際的に統一された知的所有権ルールを確立しようとしている。しかもその基本ルールをアメリカ式ルールで統一しようとしているのである。

知的所有権に関する国際ルールが整備・確立すれば、技術上の優位を有するアメリカは、特許等の知的所有権を輸出することによって莫大なロイヤリティ収入を得ることができる。不正商品を禁止するだけでも、アメリカにとっては相当な利益となる。アメリカの国際貿易委員会は、知的所有権の侵害によって失われた売り上げは毎年200億ドルに達していると推定している¹⁴⁾。

アメリカの知的所有権に関する国際的方策は二つある。一つは多国間交渉を通じて国際ルールの確立を図ることであり、もう一つは二国間交渉を通じて相手国に知的所有権制度の確立を迫ること、または相手国のルールをアメリカ式に整備させることである。前者については、アメリカの強い要請により、ウルグアイ・ラウンドにおける交渉項目の一つとして取り上げられ、目下交渉中である。

アメリカが二国間交渉を活用しようとするのは、第一に、ガットのような多国間交渉においては各国の利害が対立し、交渉の成立には一定の長い期間を要するからである。その間、アメリカは知的所有権の侵害に対して有効に対処できないことになる。

第二に、二国間交渉においては、アメリカの経済的・政治的優位を十分に利用できるからである。とくに相手国の経済がアメリカへの輸出に大きく依存している国、例えば日本、韓国・台湾等のアジア NIEs、ブラジル等ラテン・アメリカ諸国との交渉ではそうである。これら諸国がアメリカの要求と圧力に抵抗することは、容易ではない。結局はアメリカの要求を受け入れることになる可能性が大きい。しかもアメリカだけが特別の優遇措置を獲得することさえある。その代表例が、韓国の特許法改正である。

韓国は、アメリカの圧力によって、従来製法特許しか認めていなかった特許法を1987年7月に改正して、物質特許も認めるようにした。アメリカは85年10月、韓国に対し、知的所有権制度の不備が不正貿易慣行にあたるとして、通商法 301 条に基づく調査を開始した。調査の結果、不正だと判定された場合には、その被害額に見合った報復措置がとられることになる。そこで韓国は、アメリカの恫喝ともいふべき圧力に屈して、その要求を受け入れ特許法の改正を行ったのである。この改正特許法は、アメリカに対してだけ特別の優遇措置を認めている。すなわち、①87年7月1日以前にアメリカ企業が韓国の特許庁に申請した製法特許について、物質特許への変更を認める、②アメリカでの特許が成立していれば、韓国での特許を取得していなくても販売を認めるという「パイプライン・プロダクト条項」を適用する、の2点である¹⁵⁾。この優遇措置の影響もあって、最近日韓間では特許紛争とくに医薬品や半導体をめぐる紛争が続出しているのに対して、米韓間ではあまりみられない。

またアメリカは88年7月22日、ブラジルのメーカーがアメリカの医薬品特許を侵害しており、被害額は年間3600万ドルにのぼるとして、301 条を発動しブラジルからの輸入品に2億ドルの制裁関税をかけると発表した¹⁶⁾。ブラジル側はこれに反発しているが、いずれブラジルも特許法の整備に取り組みざるをえなくなるであろう。

こうした二国間交渉を通じて広まったアメリカ式知的所有権制度は、ガットにおける多国間交渉の際、アメリカの主張を受け入れやすくする土壌を形成することにもなる。

14) 「大統領経済諮問委員会1988年年次経済報告」, 邦訳206ページ。

15) 『日本経済新聞』1988年5月17日。

16) 『朝日新聞』1988年7月23日夕刊。

VII 知的所有権グループの交渉——むすびにかえて——

ウルグアイ・ラウンド交渉では、1988年12月に、閣僚レベルの中間見直し（レビュー）が予定されている。それに向けて、知的所有権グループの交渉も精力的に行われていくものと思われる。その交渉内容については別の機会にゆずり、ここでは知的所有権グループにおける主要国の提案を中心にしてみたい。

アメリカ案 その主要内容は、①トレード・シークレットを保護する、②原則としてすべての発明に特許を与える、③コンピュータによる創作物等新しい技術によって生ずる表現形態全体を著作権の保護の対象とする、等である¹⁷⁾。

トレード・シークレットについては、「不正使用や、正当な権利なく獲得したり開示したりすることは防止されるべきだ」と、その権利保護を求めている。トレード・シークレットは、特許とは違って、保護の対象となる技術について客観的な基準がなく、またその技術は非公開であり、保護期間も無制限である。したがってその保護が制度化されれば、きわめて大きな権利となる。

特許については、「発明が新規で有用なもので、しかも自明でない製品、技術であれば、どんな技術分野の発明に対しても特許を与えるべきだ」としている。そしてNIEs等諸国が実施している不特許事由（特定の技術・製品に対し政策的配慮から特許の成立を認めない制度）を排除するよう求めている。また強制実施権（特許権の与えられた技術等を自国の産業に波及させるため、強制的に特許権者に対して実施を求める制度）についても「一般的に認めるべきではない」としている。

著作権については、「保護はコンピュータ・プログラムやデータベース等を含むあらゆる形式の創作的表現にも及ぶ」として、コンピュータ技術を中心とした新技術によって生ずるすべての表現形式を著作権法で保護すべきだとしている。例えば、コンピュータ・グラフィックス、自動翻訳、プログラムの自動作成等である。保護期間は50年である。

半導体チップのレイアウト・デザインの保護については、「最初の商業的利用の日か登録日かどちらか早い日から少なくとも10年間は持続されるべきだ」としている。

日本案 ①ガットの基本原則を知的所有権にも適用する、②コンピュータ・プログラムの言語、解法等には保護が及ばない、③紛争処理はガット機関を通じて行い、輸入差し止め等の一方的な措置をとらない、④発展途上国に対する技術協力を推進する、等である¹⁸⁾。

知的所有権の保護についても最恵国待遇、内国民待遇、手続きの透明性の確保等のガットの基本原則を適用し、その上で国際的な保護ルールを設定すべきだとしている。保護の対象につ

17) 『日本経済新聞』1987年11月20日。

18) 『日本経済新聞』1987年11月23日。

いては、「プログラム言語、規約及び解法には保護が及ばない」と、対象範囲をアメリカ案より狭くしている。そしてアメリカ案が重視していたトレード・シークレットを、保護対象から外している。

紛争処理については、ガットの機関を通じた処理を強調している。具体的には、モノの貿易に関する紛争を処理しているパネル（多国間協議）のような機関の設置を想定している。そして相手国が知的所有権を侵害したとして、輸入の差し止め等の一方的な措置をとらないよう求めている。これは関税法改正によって知的所有権保護を一方的に強化しようとしているアメリカを牽制したものである。

また国際協調を前面にだしており、とくに途上国には「技術的援助や人員派遣等の協力を検討する」としている。これは、「保護が国際的に強化されると技術移転の妨げになる」として保護強化に反対している途上国を、懐柔しようとするものである。

EC案 ECは域内の国々の間で意見調整がつかないことを理由に、具体的提案をしてこなかったが、ようやく合意が得られEC案が出来上がった。内容は①特許権の保護期間は20年、コンピュータ・プログラムは25年とする、②トレード・シークレットも保護対象とする、③ただし各国に工業所有権に関するパリ条約、著作権に関するベルヌ条約への加盟を義務づけ、工業所有権と一般著作権はそれぞれの条約で対応することにしてガットの協議から外す、等を骨子とするものである¹⁹⁾。

商標権については、商標と同じように、企業名や店名のロゴ等も登録制度で保護するよう求めている。さらにワインやチーズのラベル等に記される地理的表示も保護対象とするよう提案している。

知的所有権の国際ルール策定に関する交渉は主としてウルグアイ・ラウンドの知的所有権グループで行われているが、ここだけにとどまらず、ここでの交渉を側面から促進する意味合いもこめて、他の場においても行われている。例えば、米、日、欧の三極産業界会議や世界知的所有権機関（WIPO）である。

前者の三極産業界会議は88年5月、ガットに提案する共同文書について合意したが、まだ多くの点で対立を残したままになっている²⁰⁾。この文書は、三極間の対立を調整したものというよりも、むしろウルグアイ・ラウンドにおいて途上国グループが知的所有権の国際ルール作りに消極的な姿勢をとっているの、こうした途上国側に先進国側が要求する最低限の枠組みという性格をもつものとなっている。

またWIPO事務局は、経済紛争の原因ともなっている各国ばらばらの特許制度を統一するため、初の「特許制度調和条約」（仮称）をまとめたが²¹⁾、これについて途上国から、さらに

19) 『日本経済新聞』1988年7月18日。

20) 『日本経済新聞』・『朝日新聞』1988年6月14日。

21) 『日本経済新聞』1988年6月12日。

先進国からも難色が示されている。

以上のように、知的所有権交渉グループにおける米、日、EC間の主張には大きな相違がみられる。調整には、多くの時間を要することだろう。その上、先進国と途上国の間の基本的な対立も存在している。交渉は相当に難航することが予想される。

ただし日米の二国間交渉の結果によっては、知的所有権の国際ルール作りが大幅に促進されることもありうる。日本は、アメリカの包括貿易法案がレーガン大統領の署名によって88年8月23日に成立するのを受けて、アメリカが要求していた知的所有権に関する二国間協議を受け入れることにした²²⁾。日本はこれまで知的所有権については多国間交渉を原則としてきた。したがって原則の変更である。それは、この度の包括貿易法には通商法301条の強化、スーパー301条、関税法337条の強化等が盛り込まれており、日本がこれらに脅威を感じたからに他ならない。はたして日本は二国間交渉を通じて、これまでの日米貿易摩擦の場合と同じように、最終的にはアメリカの主張を受け入れていくのであろうか。日本の対応が注目されるところである。

追記

ウルグアイ・ラウンドの中間見直しのための閣僚会議が、1988年12月5日よりカナダのモントリオールで開かれ、予定を1日延長して9日に閉幕した。この中間見直しは、ウルグアイ・ラウンドの交渉予定期間4年間のちょうど中間にさしかかったこの時点で、これまでの各国間の交渉や調整の結果をひとまず取りまとめて、交渉全体の今後の進展に弾みをつけようとするものであった。

しかしこの会議では、モノの貿易に関する14項目にサービス貿易を加えた15の交渉項目のうち、11項目については合意をうることができたが、農業、知的所有権、繊維、セーフガードの4項目については合意に達することができず、89年4月まで協議を継続することになった。そしてこれにともない、合意をみた11項目についても4月まで「凍結」し、4月の時点で交渉全体を見直すことになった。

合意できなかった4項目のうち、農業は長期的には輸出補助金や保護措置を全廃すべきだと主張するアメリカと短期的な保護の削減にとどめるべきだとするECとの対立のために決裂した。他の3項目は先進国と発展途上国との対立のために合意がえられなかった。とくに知的所有権をめぐる対立が激しく、先進国側の保護ルールづくりの主張に対して、途上国なかでもインド、ブラジルがガットで取り上げるテーマではないとして強硬に反対した模様である。

22) 『朝日新聞』1988年8月13日。